

せいかつ ほ ご あんない 生活保護のご案内

せいかつ ほ ご しんせいちゅう しんせい けんとうちゅう かた
～生活保護を申請中または申請を検討中の方へ～



橋本市マスコットキャラクター
はしぼう

せいかつ ほ ご

せ い ど

生活保護とはどのような制度か？

- わだし いっしょう あいだ びょうき しん しつぎょう
○ 私たちは一生の間に、病気やケガにより、または、自身の失業
せいきい ささ かぞく りべつ しべつ さまざま しじょう
や生計を支えている家族との離別または死別といった様々な事情によ
り、自立した生活ができなくなることがあります。
- せいかつ ほ ご しじょう ばあい にほんこくけんぽうだい
○ 生活保護とは、そのような事情があった場合などに、日本国憲法第
じょうだい こう さだ こくみん けんこう ふんかてき さいていげんと
25 条 第 1 項が定める「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の
せいかつ いとな けんり ゆう りねん もと にほんこくみん
生活を営む権利を有する。」という理念に基づき、すべての日本国民が
じりつ せいかつ いとな いってい きゅうふ う ほうりつじょう
自立した生活が営めるよう、一定の給付が受けられることを法律上
けんり ほしょう くに せいど
の権利として保障した国の制度です。

せいかつ ほ ご う

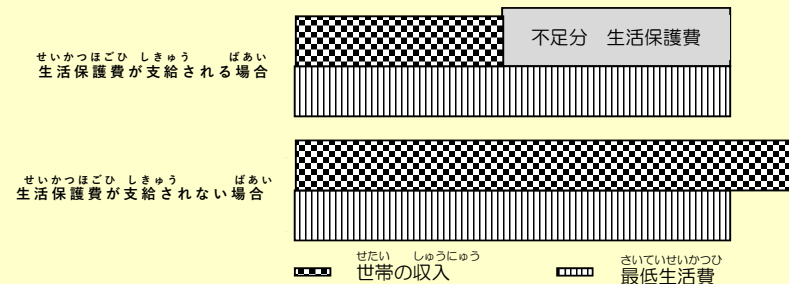
しんせい ほ ご げんそく

生活保護を受けるには ～申請保護の原則～

- せいかつ ほ ご きぼう かた す ちいき ふくしじむしょ しんせい
○ 生活保護を希望される方は、お住まいの地域の福祉事務所で申請を
おこな 行ってください（ただし、緊急の場合など、他の地域で保護を受けら
る場合や、福祉事務所に 職 権 で保護を行 う場合があります。）。
- せいかつ ほ ご しんせい げんそく ほんにん どうきよ もの ふくしじむしょ
○ 生活保護の申請は原則として、本人または同居の者が福祉事務所に
しんせいしょ ていしゅつ ほうほう おこな しんせい ふようぎむしゃ しんぞく
申請書を提出する方法で行います。申請には扶養義務者や親族の
どうい しんせいしよいがい しょうい ていしゅつ ふよう しんせいしよいがい ひつよう
同意や申請書以外の書類の提出は不要ですが、申請書以外の必要
しょうい じさん ほう てつづ
書類を持参していただいた方が、手続きがスムーズになります。
- ぼうりょくだんいん ぼうりょくだんかんけいしゃ せいかつ ほ ご う
○ 暴力団員および暴力団関係者は生活保護を受けることができません。

生活保護のしくみ① ～最低生活費の基準～

- 生活保護は、厚生労働大臣が定めた『最低生活費』という基準と、その『世帯の収入』を比較して、世帯の収入が最低生活費より少ない場合に不足分を支給するものです。



生活保護のしくみ② ～世帯と収入～

- 生活保護は、原則として、生活保護受給者となる個人ではなく、同じ家に住んで生活（生計）を共にしている『世帯』を対象として支給されます（世帯単位の原則）。
- 最低生活費と比較される『世帯の収入』には、世帯全員についてのあらゆる収入（給料、手当、賞与、年金、不動産収入、株主配当、慰謝料、借入金、見舞金、仕送り、米、野菜、海産物といった食料品の支給など）がすべて含まれます。

生活保護の申請から決定までの流れ

① 相談

申請の意思あり

② 申請

必要書類の提出

③ 調査

家庭訪問調査

金融機関等調査
扶養能力調査

④ 決定

⑤ 通知

- 生活保護に関する相談や申請は、お住まいの地域の福祉事務所で行います。
- 生活保護の申請は権利なので、申請を妨げられることはありません。

- 生活保護の申請は福祉事務所に申請書を提出する方法で行います。申請は申請書の提出のみでも可能ですが、他の必要書類もご持参いただいた方が、手続きがスムーズに進みます。

- 生活保護申請後は、福祉事務所の職員が申請者宅などに訪問し、世帯員の確認、生活歴、暴力団員等でないか、収入、保有資産、生活保護制度以外に活用可能な制度がないかなどの確認を行います。

- また、特別な事情がある場合を除き、申請者世帯の親族の存在や扶養の可能性などを調査します。

- 調査の結果を踏まえ、生活保護の開始または却下の決定が行われます。
- 却下の決定がされた場合でも、いつでも再申請ができます。

- いずれの決定も福祉事務所から書面で通知されます。この通知は申請から14日以内（調査に時間を要する場合は30日以内）に行われます。

生活保護の種類および内容について

○ 生活保護には、大きく分けて以下の8種類の扶助があります。

- ① 生活扶助 日常生活のために一般に必要な食費や光熱費。
臨時的に必要な被服費、家具什器費等の費用。（臨時的な費用の支給には条件があります。）
- ② 住宅扶助 現在お住いのアパート等の家賃や地代のほか、転居要件を満たした場合の敷金および礼金等の費用
- ③ 医療扶助 病院に支払う病気やケガの治療代や薬代などの費用、医療器具（コルセットやメガネ等）を購入するための費用
- ④ 教育扶助 義務教育を受けている児童・生徒のための教材代、学用品費、給食費、通学用品代、通学のための交通費などのほか、校外活動参加費や学習支援費などの費用（課外学習や部活動のための費用）
- ⑤ 介護扶助 介護サービスを利用するための費用
- ⑥ 出産扶助 出産に関する費用
- ⑦ 生業扶助 就職のために直接必要な費用（資格取得の費用など）、小規模な自営業を営むために必要な資金や道具代などの費用、高等学校等への就学のための費用（高等学校の学費等）
- ⑧ 葬祭扶助 葬儀を行うための費用

生活保護費の加算について

○ 生活保護費（生活扶助）は以下の場合等に加算（増額）されることがあります。詳しくは福祉事務所にご相談ください。

- ① 障害基礎年金を受給可能な程度の障害がある障害者がいる世帯（障害者加算）
- ② 妊婦や産婦のいる世帯（妊産婦加算）
- ③ 児童（18歳未満の子など）を養育している世帯（児童養育加算）
- ④ ひとり親世帯（母子家庭・父子家庭）で児童を養育している世帯（母子加算）
- ⑤ 結核患者等の在宅患者であって現に療養に専念している方のいる世帯（在宅患者加算）
- ⑥ 原子爆弾被爆者等のいる世帯（放射線障害者加算）
- ⑦ 介護保険の第1号被保険者がいる世帯（年金から介護保険料が天引きできない方がいる場合に限り）（介護保険料加算）
- ⑧ 介護施設に入所している方のいる世帯（介護施設入所者加算）

生活保護開始後に免除され得るもの

- 生活保護開始後は以下の負担等が免除される場合があります。具体的な免除の内容（免除の対象）および手続きの方法は、市役所にご相談ください。
- ① 国民年金の保険料 ②NHKの受信料
 - ③ 公立幼稚園・保育園の利用料 ④固定資産税、住民税、県民税などの税金
 - ⑤ 住民票など各種証明書を発行する際の手数料

生活保護の受給中に守っていただくこと

○ 健康状態に問題がなく働くことができる人は、少しでも多く働いて収入を増やし、病気やケガで働けない人は、まずは健康になれるよう医師等の指導に従って療養に専念してください。

○ ケースワーカーが生活保護法の目的を達成するために行う指導または指示（書類の提出を求められた場合を含む。）に従ってください。

○ 生活保護受給中に収入や資産を得た場合には、速やかに福祉事務所に報告してください。

○ 親、子、兄弟姉妹といった扶養義務者から支援を受けられる可能性がある場合には援助を受けてください（金銭の援助だけでなく、親戚付き合いといった精神的な援助を含みます。）。

○ 各種年金、手当、障害者手帳、自立支援医療など生活保護以外の制度が活用できる場合には、それらを生活保護より優先して活用（利用）してください。

このほか、土地・建物、自動車、解約返戻金のある生命保険等といった資産については、生活費とするため、生活保護開始決定後に原則として活用（処分）していただきます（保有が容認されたものを除く。）。

なお、生活保護申請前に親族などに援助を要請し、または資産の活用を行わなければ生活保護の申請ができないということはありません。

生活保護申請が却下された場合について

○ 生活保護の受給は国民の権利であり、正当な理由なく必要な給付が受けられなかった場合のために救済制度が設けられています。

○ 生活保護申請が却下された、または生活保護申請を行ったが福祉事務所から30日以上返答がない場合には、行政不服審査法に基づく不服申し立て（審査請求）を行うことができます。

○ 審査請求は県知事あてに書面（審査請求書）を提出して行い、県知事は福祉事務所の判断に違法または不当な点がないか審査します。

生活保護に関する相談先について

○ 現に生活に困っている、または、生活保護制度について知りたいといった、生活保護に関する相談を希望する方は、お住まいの地域の福祉事務所にご相談ください。

○ 福祉事務所は、県内の市については市役所の中に、町村については県振興局（支所を含む）のなかに設置されており、また、お住まいの地域の町村役場でも生活保護に関する相談を行うことができます。

○ ケースワーカーなど福祉事務所の職員はすべて公務員であり、相談について守秘義務が課されているため、相談の秘密は必ず守られます。

生活保護に関するよくある質問について

Q. 土地・建物や自動車を保有していると生活保護を受けられない？

A. そのようなことはありません。生活保護受給後は原則として土地・建物や自動車といった資産は、生活費とするために売却等して活用していただくこととなりますが、申請時にそれらを保有していることのみをもって、生活保護が受給できないということはありません。

なお、資産については、一定の条件を満たす場合は保有容認や

一定の期間処分を保留することができます。

Q. 生活保護を申請すると親族等に必ず連絡が行く？

A. 親、子、兄弟姉妹といった民法上の扶養義務者がいる場合には、原則として、申請時に『扶養照会』という連絡を行います。

ただし、扶養義務者と10年以上音信不通である、DVや虐待の可能性があるとといった特別な理由により、扶養照会を行わない場合があります。

そのような事情があると思われるときは、生活保護の申請時に

福祉事務所の職員にそのことをお伝えください。

和歌山県内の福祉事務所一覧（町村部）

① 海草振興局健康福祉部（紀美野町）

〒642-0022 海南市大野中939

② 伊都振興局健康福祉部（かつらぎ町、九度山町、高野町）

〒649-7203 橋本市高野口町名古屋927

③ 有田振興局健康福祉部（湯浅町、広川町、有田川町）

〒643-0004 湯浅町湯浅2355-1

④ 日高振興局健康福祉部（美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町）

〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2

⑤ 西牟婁振興局健康福祉部（みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町）

〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1

⑥ 東牟婁振興局健康福祉部（那智勝浦町、太地町、北山村）

〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8

⑦ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所（古座川町、串本町）

〒649-4122 串本町西向193

※ お住まいの地域の町村役場でも、生活保護の相談を行うことができます。

わ か や ま け ん な い ふ く し じ む し ょ い ち ら ん し ぶ
和歌山県内の福祉事務所一覧（市部）

- ① わ か や ま し や く し ょ 和歌山市役所 せいかつしえんだい か だい か 生活支援第1課・第2課
〒 640-8511 わ か や ま し ち ば ん ち ょ う 和歌山市七番丁23番地
- ② は し ち と し や く し ょ 橋本市役所 ふくしか 福祉課
〒 648-8585 は し も と し と う げ い ち ち ょ う め 橋本市東家一丁目1番地1
- ③ あ り だ し や く し ょ 有田市役所 ふくしか 福祉課
〒 649-0392 あ り だ し み の し ま 有田市箕島50番地
- ④ ご ぼ う し や く し ょ 御坊市役所 しゃかいふくしか 社会福祉課
〒 644-8686 ご ぼ う し そ の 御坊市藺350番地2
- ⑤ い わ で し や く し ょ 岩出市役所 しゃかいふくしか 社会福祉課
〒 649-6292 い わ で し に し の 岩出市西野209番地
- ⑥ かいなんしやくしよ 海南市役所 しゃかいふくしか 社会福祉課
〒 642-8501 かいなんしみなみあかさか 海南市南赤阪11番地
- ⑦ き か わ し や く し ょ 紀の川市役所 しゃかいふくしか 社会福祉課
〒 649-6492 き か わ し に し お お い 紀の川市西大井338番地
- ⑧ た な べ し や く し ょ 田辺市役所 ふくしか 福祉課
〒 646-8545 た な べ し た か お い ち ち ょ う め 田辺市高雄一丁目23番1号
- ⑨ しんぐうしやくしよ 新宮市役所 けんこうふくしふ 健康福祉部 ふくしか 福祉課
〒 647-8555 しんぐうしかすが 新宮市春日1番1号



橋本市マスコットキャラクター
はしぼう